

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

10月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 陶磁器類 ガラス・ 電化製品 金属アルミ類	3分別	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール〕
1	火	野・南						
2	水		飯・東・南					野・南
3	木	飯・東	野					
4	金	野・南						
5	土			東				
6	日							
7	月	飯・東						
8	火	野・南						
9	水		飯・東・南					飯・東
10	木	飯・東	野					
11	金	野・南						

12	土			飯				
13	日							
14	月							
15	火	野・南						
16	水		飯・東・南					野・南
17	木	飯・東	野					
18	金	野・南						
19	土			野				
20	日							
21	月	飯・東						
22	火	野・南						
23	水					飯・東・南		飯・東
24	木	飯・東				野		
25	金	野・南						
26	土			南				
27	日							
28	月	飯・東						
29	火	野・南						
30	水		飯・東・南					
31	木	飯・東	野					

- ・別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

高齢者の人権

【高齢者を取り巻く人権問題】

介護の際に虐待を受けたり、お金や財産を無断で使われるといった事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。そんな高齢者が多いはず。高齢者が生き生きと暮らせる社会実現にむけて、そして、すべての人が豊かな高齢期を送れるよう、家庭で、地域全体で見守り、助け合っていきましょう。

(参考:法務省人権擁護局「人権の擁護」)

〈高齢者に関する相談窓口〉

九重町健康福祉課 …………… 0973-76-3821
 九重町地域包括支援センター …………… 0973-76-3863
 九重町隣保館 …………… 0973-76-2468
 みんなの人権110番 …………… 0570-003-110

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために
～本人通知制度に登録しましょう～

合併浄化槽の維持管理を適切に行いましょう!

保守点検と清掃

★浄化槽を設置した者は、適正な管理をしなければなりません! 管理者(浄化槽を設置した者)は、定期的に保守点検を行い、薬品等の補充や清掃を行うことが義務づけられています。
 ※清掃等を行う場合は、町の許可を受けた業者に委託して実施します。

定期検査(11条検査)

★浄化槽を設置した者は、毎年1回、水質検査を受けなければなりません。これは浄化槽が適切に機能しているか検査するもので、法律により義務付けされています。検査は大分県が許可した**大分県環境管理協会**に委託し検査します。
 ※管理者に変更が生じたり、使用しなくなった場合は必ず届出をしてください。

(お問い合わせは商工観光・自然環境課(0973-76-3150)まで)

